

# 資金繰りでお困りの事業者の皆様へ

## 緊急融資制度の概要

国

### 日本政策金融公庫

#### 新型コロナウイルス感染症特別貸付け(実質無利子・無担保)

認定対象者要件

売上高が前年同期比で5パーセント以上減少  
 利子補給制度(3年) ・個人事業主:▲5パーセント ・小規模事業者:▲15パーセント ・中小企業者:▲20パーセント  
 補給対象上限 ・国民事業3,000万円 ・中小事業1億円

貸付期間

設備資金20年  
 運転資金15年(どちらも据置5年)

融資限度額

国民生活事業6,000万円  
 中小企業事業3億円

利率

国民事業 1.36パーセント→0.46パーセント  
 中小事業 1.11パーセント→0.21パーセント  
 ※3年間は基準金利から▲0.9パーセント、  
 (適用上限)国民事業3,000万円・中小事業1億円  
 12年目以降、基準金利に変動あり

お問合せ先

[平日] 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505

県

### 埼玉県制度融資

#### 経営安定資金

##### 災害復旧関連

対象者要件

売上高等が前年同期比で  
 ・20パーセント以上減少(セーフティネット保証4号認定)  
 ・15パーセント以上減少(危機関連保証認定)

貸付期間

設備・運転資金10年  
 (据置5年、危機関連2年)

融資限度額

1億6,000万円

利率

年0.5パーセント以内  
 ※ほかに保証料率年0.8パーセント以内

##### 特定業種関連

対象者要件

売上高等が前年同期比で5パーセント以上減少  
 (セーフティネット保証5号認定)  
 ※経済産業大臣が指定する業種

貸付期間

運転資金10年  
 (据置5年)

融資限度額

1億円

利率

年0.6パーセント以内  
 ※ほかに保証料率年0.68パーセント以内

#### 経営あんしん資金

対象者要件

売上高等が前年同期比で減少または減少見込み

貸付期間

運転資金10年  
 (据置5年)

融資限度額

1億円

利率

年0.8パーセント以内  
 ※ほかに保証料率  
 年0.45~1.64パーセント

※令和2年5月1日から、  
 新型コロナウイルス感染症対応資金が  
 創設されました。  
 詳しくは、埼玉県ホームページで  
 ご確認ください。

お問合せ先

埼玉県産業労働部金融課 企画・制度融資担当 ☎048-830-3801、3803  
 (融資申込み先)熊谷商工会議所・くまがや市商工会またはお取引のある金融機関へお願いします。

市

### 熊谷市制度融資

#### 一般事業資金

対象要件

中小企業者等

貸付期間

設備・運転資金10年以内  
 (据置6箇月)

融資限度額

5,000万円

利率

年1.7パーセント  
 ※同年0.45~1.59パーセント信用保証料補助制度有  
 ・3年間50パーセント利子補助、  
 その後2年間25パーセント

#### 緊急経営安定資金

対象要件

中小企業者

貸付期間

運転資金1年以内

融資限度額

300万円

利率

年1.75パーセント(信用保証無)  
 年1.25パーセント(信用保証有)  
 ※信用保証は、申込者と金融機関の協議  
 ・全額利子補助

お問合せ先

熊谷市産業振興部商工業振興課 ☎048-524-1111(内線467・477) ※お取引のある金融機関へご相談ください。

## 信用保証制度

自然災害等の突発的事由(4号)や全国的に業況の悪化している業種に属する(5号)ことにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常(一般)の保証限度額とは別枠で借入債務を保証する制度

#### セーフティネット保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100パーセント保証、5号は影響を受けている業種を対象に80パーセント保証。

#### 危機関連保証

突発的に生じた大規模な経済危機時に、セーフティネット保証とはさらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種を対象に100パーセント保証。

保証限度額

一般保証枠(2.8億円) + セーフティネット保証4・5号枠(2.8億円) + 危機関連保証枠(2.8億円)

お問合せ先

お取引のある金融機関または埼玉県信用保証協会熊谷支店 ☎048-521-5221(平日・休日9:00~17:00)